

## 卸売市場法、札幌市中央卸売市場業務規程及び同施行規則に関する公表

令和2年6月21日に施行される、卸売市場法、札幌市中央卸売市場業務規程及び同施行規則について、札幌市中央卸売市場における売買取引の方法等に関する規定は以下のとおりとなっております。

### 1 売買取引の方法及び決済の方法

No	事項	内容
1	売買取引の方法	卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売、入札、相対取引のいずれかの方法及びせり売又は入札と相対取引の併用による。
2	決済の方法	<p>卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日（特約がある場合には、その特約において定められた期日）までに、売買仕切書を送付し、及び売買仕切金を口座振込の方法その他の委託者との間で決定した支払方法により支払う。</p> <p>卸売業者は、出荷者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（特約がある場合には、その特約において定められた期日までに）、買い受けた物品の代金を口座振込の方法その他の出荷者との間で決定した支払方法により支払う。</p> <p>卸売の相手方は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（特約がある場合には、その特約において定められた期日までに）、当該物品の代金を現金その他の卸売業者との間で決定した支払方法により支払う。</p> <p>買出人は、仲卸業者から販売を受けた物品の引渡しを受けると同時に（特約がある場合には、その特約において定められた期日までに）、当該物品の代金を現金その他の仲卸業者との間で決定した支払方法により支払う。</p> <p>市場において取引参加者が売買取引を行う場合におけるその他の決済の方法については、当該取引参加者が当事者間で定める方法による。</p>

### 2 取引参加者が市場における業務に関し遵守すべき事項

No	事項	内容
1	売買取引の原則	市場における売買取引は、公正かつ効率的であること
2	差別的取扱いの	卸売業者は出荷者又は卸売の相手方に対して不当に差別的な取

	禁止	扱いをしてはならない。
3	売買取引の方法	上記1の表1で規定する方法により卸売を行うこと。
4	売買取引の条件の公表	卸売業者は取扱品目、売買取引の条件（売買取引に係る金銭の收受に関する事項を含む）を公表すること。
5	受託拒否の禁止	卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。
6	決済の確保、事業報告書の作成	上記1の表2に掲げる方法により、決済を行うこと。 卸売業者は、事業年度ごとに、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に、これを市長に提出すること。作成した事業報告書（必要な財務に関する部分に限る）は、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
7	売買取引の結果等の公表	卸売業者は卸売予定数量（主要な産地含む）や卸売の結果（数量及び卸売価格）をインターネットの利用等により公表すること。公表する際には売買取引の方法ごとに行うこと。 卸売業者は受領した委託手数料や交付した完納奨励金等の額（前月分）を公表すること。

### 3 上記以外のその他の遵守事項

No	事項	内容	設定理由
1	卸売業者の卸売の相手方の制限 （第三者販売の原則禁止）	卸売業者による仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売を原則禁止（例外規定あり）。	適切な価格の決定や迅速な代金決済の確保のため。
2	仲卸業者の買入れの制限 （直荷引きの原則禁止）	仲卸業者が卸売業者以外の者から物品を仕入れることを原則禁止（例外規定あり）。	市場における価格形成や生鮮食料品等の集荷・分荷機能を維持するため。
3	卸売業者による市場外にある物品の卸売の禁止 （商物一致の原則）	卸売業者が市場外にある物品を卸売することを原則禁止（例外規定あり）。	取引参加者が現物により商品価値を評価すること及び多数の者が公開の場所で取引を行うことを確保するため。
4	卸売業者及び仲卸業者の市場外販売（兼業業務に関する制限）	卸売業者及び仲卸業者が市場外の札幌市内（商物分離取引が認められた場所を除く。）で許可物品の卸売又は販売をするときは、	買出人の商圏との交錯回避のため。

		市長の事前承認が必要。	
5	卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止等	卸売業者が自らを卸売の相手方とすることを原則禁止。 一度卸売をした物品を再度買い受け、又は販売の委託を引き受けることを禁止。	恣意的な価格操作や循環取引を防止のため。
6	卸売業者の取扱物品の制限	許可に係る取扱品目の部類（青果部及び水産物部）以外の物品を販売するときは、事前に許可が必要。	取扱品目の遵守のため。
7	卸売業者による受託物品の受領及び検収	物品の受託後に出荷者へ行う通知や、確実な物品の検収を義務付け。	適切な物品の受領の確保のため。
8	市場における品質管理の徹底	適正な品質管理を行うことを義務付け。	安全・安心な生鮮食料品等の提供のため。
9	開場の期日等	日曜日、水曜日（一部例外あり）、国民の祝日及び1月2日から4日まで、12月31日を休市日とする。ただし、取引実態に合わせて臨時の休開市日を設定。	市場の流通環境に即した設定のため。
10	取引参加者等における許可等	卸売の業務に関する許可制度。 仲卸しの業務に関する許可制度。 売買参加者に関する承認制度。 せり人の登録制度。	従来卸売市場流通の枠組みを維持するため。
11	その他の遵守事項	市場入場者、取引参加者に対する市場秩序保持に関する遵守事項の設定。	市場秩序保持のため。

#### 4 その他

No	事項	内容	設定理由
1	罰則	無許可で卸売の業務を行うこと等に対する罰則を規定。	業務規程の実効性を担保するため。